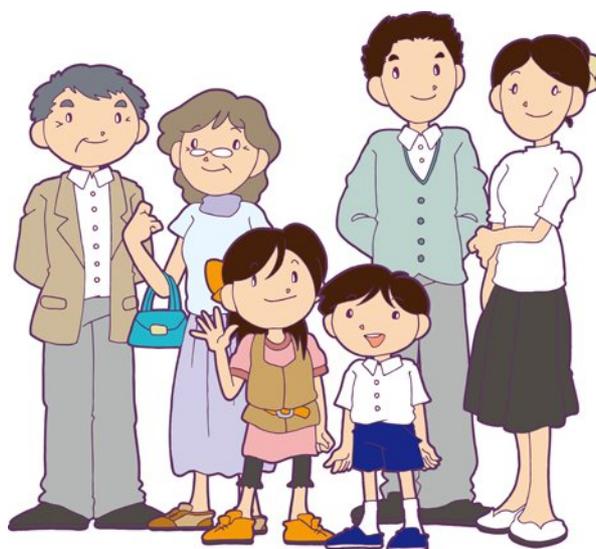


那珂川町子ども読書活動推進計画



平成21年2月
那珂川町教育委員会

はじめに

読書は、豊かな感性を磨き、考える力を育て、表現力、創造力を育むことのできる大切な行為です。とりわけ子どもにとって、読書は人格形成の基礎を築く上で重要な活動です。

しかし今日、テレビ、ビデオ、インターネット、コンピュータゲーム等、メディアの発達・普及、子どもの生活環境の変化、さらに幼児期から読書習慣の未形成など、さまざまな原因により子どもの「読書離れ」が指摘されています。

那珂川町では、すべての子どもがあらゆる機会、あらゆる場所で自主的に読書活動ができるよう、家庭・地域・学校など町全体で読書に親しむ環境づくりに取り組むことが必要であり、大きな課題であると考えています。

さまざまな環境の変化に対応しながら、子どもが本と出会う楽しみや喜びを体験できるよう、読書環境づくりを積極的に推し進め、心豊かな子どもを育てていく考えです。

この推進計画は、こうした視点に立ち、読書活動のより一層の推進を図ることを目的に策定したものです。

平成21年2月

那珂川町教育委員会

那珂川町子ども読書活動推進計画 目次

1. 第1部 総論

1 計画策定の趣旨	1
2 国・県の動向	1
3 計画の期間	1
4 計画の目標	1
5 那珂川町の現状	2

2. 第2部 各論

第1章 読書の機会の提供と充実

1 家庭における活動の推進	3
2 地域における活動の推進	4
(1) 町図書館における活動の推進	4
(2) 児童館における活動の推進	5
(3) 民間団体等における活動	6
3 保育園・幼稚園における活動の推進	7
4 学校等における活動の推進	8

第2章 読書活動の環境の整備と充実

1 町図書館の整備・充実	10
2 児童館における環境の整備・充実	10
3 保育園・幼稚園における環境の整備・充実	11
4 学校図書館の整備・充実	11

第3章 読書活動を支援する人材の育成

1 読書活動を支援する人材の育成	12
2 町図書館、教育・保育施設、社会教育施設、民間団体等の連携・協力	12

第4章 読書活動推進の啓発・広報

1 子どもの読書の日等への取り組み	14
2 子どもの読書に関する各種情報の収集・提供	14
3 優良図書の普及	15

参考資料

「読書活動に関するアンケート」結果	16
関連法令等	27

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

人にとって言葉は、知恵や思索の源です。子ども（おおむね18歳以下の者をいう。）は、読書を通じて文章に息づいている言葉の意味や使い方を自分のものとし、自ら考え行動する力を獲得していきます。

また、子ども時代に、本の世界に入り込み内的体験を重ねることは、集中力を培うとともに、創造する力や豊かな情緒、コミュニケーション力を育てていきます。

このようなことから、子どもの読書活動は、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で必要不可欠なものです。

2 国・県の動向

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を国を挙げて応援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。翌年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）が施行され、この法律に基づき、平成14年8月には「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画」が策定・公表されました。栃木県においても平成16年2月に「栃木県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

これらに基づき、本町の子ども読書活動の実態やその推進状況をふまえながら、本町における子ども読書活動計画を策定します。

3 計画の期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とします。

4 計画の目標

町内のすべての子どもたちが、家庭、地域、学校、あらゆる機会において自主的に読書を行うことができるようになるための読書環境づくりを積極的に推進し、心豊かな那珂川町の子どもを育みます。

この目標達成のために次の4点を重点課題として取り組みます。

- 読書の機会の提供と充実
- 読書活動の環境の整備・充実
- 読書を支援する人材の育成
- 読書活動推進の啓発・広報

5 那珂川町の現状

～「那珂川町子ども読書活動に関するアンケート」から主な傾向として～

- ・ 学齢が上がるにつれ読書量が減少する傾向がみられます。
- ・ 読書時間を減らしている要因として、56%以上の保護者がコンピュータゲームやテレビなどをあげており、その傾向は低学年に行くほど高くなっています。また51名の子どもたちが「どうしてもっと本が読めるようになるか」という記述回答で「読書のためにゲーム等の時間を減らす。」と答えています。
- ・ 子どもたちの4人に一人が主な読書時間として学校での「朝の読書」をあげています
- ・ 「あなたは、お子さんに本を読んであげたことがありますか。」という質問では、「よく読んであげた」36%、「時々読んであげた」59%以上を占めています。
- ・ 子ども・保護者ともに本に興味をもてる選書・環境づくりを望んでいます。

参考資料「那珂川町子ども読書活動に関するアンケート」(16頁～)参照



第2部 各論

第1章 読書の機会の提供と充実

子どもたちが自主的に読書を楽しみ、読書の習慣を身につけるためには、まず周りの大人が読書の意義を理解することが大切です。その上で、家庭・地域・学校が、その立場を通じて子どもが読書に親しめる機会を積極的に提供し、充実した施策を展開していく必要があります。

1 家庭における活動の推進

現状と課題

- ・ テレビ・ビデオ・ゲーム等の視聴が子どもたちの生活の中で大きな割合を占めています。また、乳幼児からの読み聞かせの必要性は認識していますが、習慣となるまでの継続が難しく、子どもの読書離れが進んでいます。

施策の方向

- ・ 子どもが読書習慣を身につけるためには、大人が子どもの読書の意義・重要性について理解し、家族ぐるみで楽しく読書する環境をつくる必要があります。
- ・ 言語や人との関わりを確立する乳幼児期におけるメディア視聴への警鐘と、親子のふれあいを高める「読み聞かせ」の実施を提唱します。
- ・ 家庭における読書の習慣づけを図るため、支援活動を充実します。
保護者をはじめ、子どもに関わる大人が子どもの読書活動を理解し、関心を深めることができるよう働きかけを推進します。

具体的な取組み

- ・ 乳幼児健診・赤ちゃん訪問時におけるメディアスタート・ブックスタートの啓発活動
- ・ 「寝る前 10 分の読み聞かせ」や家族で読書の時間をもつ「家読（うちどく）」運動の実施
- ・ 保護者が子どもの読書について理解を深めるための講演会の実施やリーフレット・ブックリストの作成
- ・ 家庭の中に本があり読書が楽しめる環境づくりの推進

メディアスタート：テレビ・ビデオなどのメディア環境が子どもたちに及ぼす影響について考え、乳幼児期からメディアへの接触開始時期に対する意識の啓発を図ること
ブックスタート：親と子が絵本を媒体として、心とことばを通わせるひと時をもつことを応援する運動

家読（うちどく）：家庭での読書の略。「朝の読書」のように家族で読書の習慣を共有すること。

2 地域における活動の推進

(1) 町図書館における活動の推進

現状と課題

- ・ 那珂川町には馬頭図書館と小川図書館があります。貸出利用者層を年齢別に検証すると、いずれも9歳以下の子どもたちの利用が多く10歳以上になると減少しています。

平成18年度 年齢別利用状況(のべ貸出人数)

	6歳以下	7歳～9歳	10歳～12歳	13歳～15歳	16歳～17歳
馬頭図書館	1,025人	1,103人	844人	739人	786人
小川図書館	971人	392人	271人	141人	146人
計	1,996人	1,495人	1,115人	880人	932人

- ・ 学校や各関係機関との連携を図り、絵本の読み聞かせ講座や研修会を行っています。
- ・ 図書館の子ども向け事業として講演会(年1回)ボランティアによるお話会(月4回～5回)工作教室(年2回)親子読書教室、ブックスタート(2カ月に1回)幼稚園児の図書室利用(小川図書館)などを実施しています。
- ・ 「那珂川町子ども読書活動に関するアンケート」(以下、読書アンケート)によれば町図書館に楽しい、おもしろい本をたくさん置いてほしい。そして紹介してほしいという要望があります。
- ・ 保護者からは、図書館での子供向けの催事を増やしたり、町内施設・学校等での図書利用のPRを望む声があります。
- ・ 「子ども読書の日」や「ブックスタート」などは保護者の間でもまだまだ認識されていないようです。

レファレンス：利用者からのさまざまな調査依頼や問い合わせに対し、資料や情報を提供すること。

子ども読書の日：毎年4月23日。平成17年12月に公布された「子ども読書活動推進法」により制定され、子どもの読書にちなんだ関連行事が全国的に実施されている。

施策の方向

- ・ 子どもが本に興味を持ち、読書への関心を高めるよう子ども向けサービスの一層の充実を図ります。
- ・ ヤングアダルト層の利用促進を図ります。
- ・ 子どもの本に対する知識や事例研究等、児童奉仕における職員の資質向上に努めます。

具体的な取組み

- ・ 文芸講演会、親子読書教室、読み聞かせ、おはなし会等の実施
- ・ お勧め図書の展示
- ・ 読書相談、調べ学習支援などのレファレンスサービスの充実
- ・ 子どもにとっておもしろい本、楽しい本の把握のための調査・研究
- ・ 子ども向けサービス事業に関する情報の収集や新刊図書の購入
- ・ 「子ども読書の日」の周知や、「ブックスタート」時における読み聞かせの啓発や子どもに勧めたい図書の紹介
- ・ 図書館の利用方法など図書館サービスのPR

ヤングアダルト：図書館におけるヤングアダルト（YA）とは、大人と子どもの中間に位置する青年層、一般にティーンエイジャーを指す。

(2) 児童館における活動の推進

現状と課題

- ・ 毎月2回程度の「なかよしひろば」の中で絵本の読み聞かせ、紙しばいなどを行っています。
- ・ 近くに図書館があるので、さらに定期的な団体貸出などの活用が求められています。
- ・ 子どもが興味関心を示すような本の紹介が求められています。

施策の方向

- ・ 子どもが読書に親しむ機会をより多く提供し、子どもの読書への興味・関心を高めます。

具体的な取組み

- ・ 町広報誌や児童館だより等の活用による読書活動の普及
- ・ 職員、ボランティアによる読み聞かせ等の実施
- ・ 町図書館による児童館への支援

(3) 民間団体等における活動の推進

現状と課題

- ・ 子ども読書活動に関わるボランティアグループは、保育園・幼稚園・学校・図書館等で読み聞かせや作品製作を行っています。
- ・ 保護者へのアンケートで50%近くの人が「ボランティアによる読み聞かせ」を知っています。
- ・ 充実したボランティア活動を継続するための、協力・支援体制はまだ確立していません。

那珂川町の子ども読書に関わるボランティア団体一覧

グループ名	対象	開催	内容
ボランティアたまご	乳幼児	第1・第3木曜日 毎月2回	手あそび 工作 紙しばい
婦人ボランティア	3歳児～	第2土曜日 毎月1回	絵本の読み聞かせ 講習会・研修会
小川ボランティア	〃	毎偶数月第3日曜日	
高校生ボランティア	〃	第1土曜日 毎月1回	

施策の方向

- ・ 子どもが読書に親しむ機会を身近なところで提供するボランティアの活動支援養成に努めます。
- ・ 町内全域に子ども読書活動を展開させるためにも、ボランティアの育成に努めます。

具体的な取組み

- ・ 研修会や定期的な講習会の開催及び参加
- ・ ボランティアグループの育成及び活動支援
- ・ 図書館・保育園・幼稚園・学校・公民館・児童館等における活動の場の提供
- ・ ボランティアグループのネットワーク化による情報交流や相互協力

3 保育園・幼稚園における活動の推進

現状と課題

- ・ 園児が自由に読書活動に取り組みイメージを膨らませ想像する楽しさを知ることができるよう各園児室に年齢に応じた絵本を置いています。また定期的に図書館から図書を借り受け活用しています。
- ・ 保育士、幼稚園教諭は、絵本の読み聞かせ、紙しばい、人形を使ってのお話などを通じて「おはなしの世界」を楽しむ活動を継続して行っています。
- ・ 参観日や親子読書教室などの機会に読書活動の重要性について各家庭への働きかけを行っています。

施策の方向

- ・ 保育士・幼稚園教諭一人ひとりが読書活動の意義を認識し、園児が絵本等に親しむ活動を積極的に実施します。
- ・ 園から保護者に対して親子で一緒に絵本に親しむことの重要性や意義を幅広く啓発し、家庭でも気軽に絵本に親しむことができるよう働きかけます。

具体的な取組み

- ・ 保育士、幼稚園教諭による絵本の読み聞かせ、素話、紙芝居、パネルシアター、エプロンシアター、人形を使ったお話などの積極的な実施
- ・ 本に親しむための図書館利用や見学の実施
- ・ 園児の年齢に応じた絵本リストの紹介など保護者への情報提供
- ・ 保護者を対象とした子ども読書活動推進に係る講演会、研修会の実施

パネルシアター : お話ししながら、白い不織布のパネルにかわいい絵を貼っていき、話を進めていく。ホワイトとブラックパネルがある。

エプロンシアター : エプロンをかけ、エプロンに縫ってある人形などでお話を進めていく。

4 学校等における活動の推進

現状と課題

- ・各学校においては、図書館教育計画に沿って国語科を中心に学校図書館を利用した読書活動に取り組んでいます。また社会科、総合的な学習の時間等の調べ学習の際にも学校図書館や町図書館を利用した学習活動を展開しています。
- ・読書アンケート結果から、「朝の読書の時間」「読書感想文を書くとき」「学校でわからないことを調べるとき」等、学校で本を読む割合が多くなっています。
- ・子どもたちにとって、部活や塾などで読書の時間が取れない分、学校での「朝の読書」の果たす役割は大きくなっています。
- ・ほとんど読まない子どもの多くは、「どんな本を読んでいいかわからない」「読みたい本があまりない」と答えています。読書指導・利用環境の細やかな配慮が求められています。
- ・子どもたちは、楽しい本、おもしろい本を紹介してほしいと、情報の提供を求めています。

学校図書館の運営・利用状況 (平成18年度実績)

	生徒数 (人)	クラス数 (クラス)	蔵書数 (冊)	年間貸出実績冊数 (1人平均)	運用状況			職員の配置(校)	
					1回の 貸出 冊数	利用日(校) 毎日 週日	専任 職員	司書教諭 発令	
中学校	626	25	40,095	4,743(7.5)	1.5	3 0	3	3	
小学校	1,062	67	105,502	馬小のみ 13,864(42.7)	1.1	11 0	1	1	

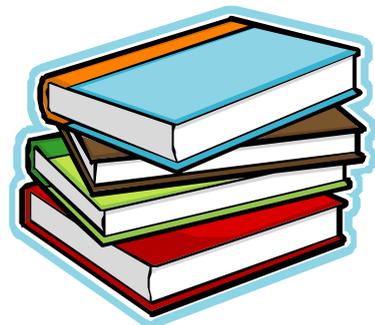
	主 な 活 動 (実施校数)									
	一斉読書	調べ学習 図書室利用	学級文庫	お話し会	読書週間	図書館 だより	新刊・ おすすめ本	ボランティア の活用	公共図書館 との連携	その他
中学校	3	3	3	0	2	3	3	0	3	0
小学校	11	11	10	8	10	5	11	5	10	0

施策の方向

- ・「朝の読書」や「調べ学習」の内容の充実に努めます。
- ・おすすめの本や子どもたちにとって読書の楽しさを実感できるような本の確保と本の紹介に努めます。
- ・国語の授業での読書指導や司書による読書アドバイスに努めます。
- ・児童・生徒の読書活動の充実にため、全教職員の理解を図り、意識の高揚と指導技術の向上を推進します。

具体的な取組み

- (1) 「朝の読書」や「調べ学習」の内容の充実と読書意欲の喚起
 - ・ 読後の感想紹介や図書委員会との連携によるおすすめの本の紹介など
- (2) 読書の楽しさを実感できる本の確保と紹介
 - ・ 子ども達の要望の把握と、興味や関心を喚起するような本の確保
 - ・ 内容がわかる工夫をした本の紹介
- (3) 国語の時間での読書指導
 - ・ 読書教材と関連させた本の紹介や読書指導
 - ・ 長期休業前の本の紹介
- (4) 司書等による読書アドバイス
- (5) 図書委員会などの活性化
- (6) 研修等を通じた全教職員の意識の高揚及び指導技術の向上
 - ・ 読書指導に関する研修、レファレンス技術の向上のための場の設定や受講
- (7) 町図書館・学校間の協力連携
 - ・ ケーブルテレビネットワークによる、町図書館と学校図書館の新刊情報や学校だよりの共有化
 - ・ 町図書館担当者と学校担当者の情報交換・研修会の開催



第2章 読書活動の環境の整備と充実

子どもが読書活動に親しむ場である図書館や学校、保育・幼稚園等で、いつでも、どこでも読書ができるように図書と施設整備の充実を図ります。

1 町図書館の整備・充実

現状と課題

- ・ 馬頭図書館と小川図書館は昭和55年4月にオープンし、約27年が経過しますので施設の老朽化が目立ち更新時期が近づいています。
- ・ 平成18年10月から2つの図書館の情報システムが統合され、2館間の貸出・返却が容易になりました。
- ・ 現在、蔵書数は2館合わせて児童書41,000冊（絵本16,000冊）があります。
- ・ 読書アンケートでは、児童室の十分なスペースの確保、児童書の増冊と分かりやすい配列、おすすめの図書の表示、開館時間、日数の延長要望があります。
- ・ 子ども読書活動を推進していくための専門職員の充実が必要です。

施策の方向

- ・ 子ども向け図書資料を計画的に整備し、児童奉仕に関する専門職員の充実を図ります。
- ・ 子どもたちを含め町民にとって利用しやすい環境・体系を検討します。
- ・ 利便性の向上を図るため、情報化・ネットワークの整備に努めます。

具体的な取組み

- ・ 図書資料の計画的な整備
- ・ 図書館の専門職員の充実
- ・ 子どもや保護者が利用しやすい開館時間・開館日の改正
- ・ 町のホームページにおける図書館のコーナーの充実

2 児童館の整備・充実

現状と課題

- ・ 児童館内の読書コーナーの整備が不十分です。

施策の方向

- ・ 子どもが読書に親しむための環境づくりを積極的に進めます。

具体的な取組み

- ・ 読書コーナーの計画的な充実

3 保育園・幼稚園における環境の整備・充実

現状と課題

- ・ 現在、那珂川町には幼稚園が2つ、保育園が8つあり、合併後の統廃合が進められています。
- ・ 各幼稚園、保育園の間には、本を読むスペースや蔵書数など施設整備の面で大きな開きがあります。
- ・ 幼児期から読書習慣を身につけさせるため、幼児にあった書棚や展示品の設置、発達段階に応じた内容の絵本の充実が求められています。

施策の方向

- ・ 保育園の統廃合の状況により左右される面があります。各施設に読書のための十分なスペースと各発達段階に応じた図書の確保に努めます。

4 学校図書館の整備・充実

現状と課題

- ・ 司書の配置については、国の基準は満たしていますが専任職員のいる学校といない学校では利用状況に格差が生じています。
- ・ 現在、学校の統廃合が進められており、蔵書数・司書の配置については確定していません。
- ・ 「調べ学習」のための本が少ないので、いつでも容易に資料が揃えられる環境と資料の充実が必要です。

具体的な取組み

- ・ 豊富で多様な図書資料の整備
- ・ 児童・生徒が進んで読書を楽しむために、自然に足を運びたくなるような明るく落ち着いた学校図書館環境の構築
- ・ 学校支援ボランティアを活用した読書アドバイザーの育成と専任職員の充実

第3章 読書活動を支援する人材の育成

1 読書活動を支援する人材の育成

現状と課題

- ・ 子どもの読書活動の支援は、主に図書館職員、幼稚園・学校の教職員・司書、保育士、ボランティアによって行われています。
- ・ 子どもたちが本に関心を持ち、読書に親しむようになるためには、子どもの読書に携わる人たちが児童図書に関する知識と技術を身につけることが求められています。
- ・ 子どもの読書活動支援や環境づくりに、身近な保護者や地域の人たちの参加が必要です。

施策の方向

- ・ 子どもの読書に携わる人たちの子どもの読書に関する共通認識や資質の向上を図ります。
- ・ 学校図書館支援およびお話し会ボランティアの人材の拡充を図ります。

具体的な取組み

- ・ 子どもの読書に携わる人たちのための研修会の開催
- ・ 図書館職員、学校の教職員・司書等の資質向上のための専門的研修の実施
- ・ 学校支援ボランティアの募集 PR および図書館実務講習会の実施

2 町図書館、教育施設、保健・福祉施設、民間団体等の連携・協力

現状と課題

- ・ 学校、幼稚園、保育園への団体貸出、ボランティアの派遣等を通して町図書館の活用を促していきます。また学校・幼稚園での講演会を共催しています。
- ・ 各機関への働きかけは実施していますが、ネットワークの確立にはいたっていません。
- ・ 子どもの生活の中に読書が定着するためには、家庭、地域、学校が一体となった取り組みが必要です。

施策の方向

- ・ 町図書館と学校、幼稚園、保育園、社会教育施設、民間団体等との連携・協力を推進します。
- ・ 地域内での連携・推進を検討します。

具体的な取組み

- ・ 町図書館と学校図書館の情報交流、研修会の実施
- ・ 社会教育、保健・福祉機関・団体との連携
- ・ 教科書関連図書の一括貸出および整備
- ・ 学校、幼稚園、保育園等、子どもに携わる機関との共催事業の実施
- ・ 学校、幼稚園、保育園、ボランティアの状況、要望調査の実施



第4章 読書活動推進の啓発・広報

1 子どもの読書の日等への取り組み

現状と課題

- ・ 全国の図書館等では、「子ども読書の日」(4月23日)を中心に「子どもの読書週間」(4月23日～5月12日)において、子どもの読書活動推進のための事業を展開しています。
- ・ 那珂川町においては、ポスター等の掲示、町の広報、ホームページでのお知らせを実施していますが、読書アンケートでは、「子ども読書の日」を知っている保護者は5%でした。

施策の方向

- ・ 国、県の広報事業と連携した「子ども読書の日」の町民への普及に努めます。
- ・ 「子ども読書の日」および「子どもの読書週間」、秋の「読書週間」(10月27日～11月9日)における読書活動推進事業を展開します。

具体的な取り組み

- ・ 町図書館における「子どもの読書週間」関連事業の実施
- ・ 「子ども読書の日」および「子どもの読書週間」、「読書週間」の広報活動の強化

2 子どもの読書に関する各種情報の収集・提供

現状と課題

- ・ 町図書館では、近隣地域の子どもの読書推進に関する講座、研修会等の情報を館内に掲示したり、ボランティアに情報を提供しています。
- ・ 事例集やインターネット等を活用し、子どもの読書活動についての情報収集は可能ですが、十分な活用は図れていません。

施策の方向

- ・ 町図書館、学校、幼稚園、保育園、社会教育、保健・福祉機関、民間団体等における子どもの読書に関する情報の収集に努めます。
- ・ 子どもや保護者、子どもの読書に携わる人たちが必要とする情報の提供に努めます。

具体的な取り組み

- ・ 子どもの読書活動に関する情報を積極的に収集
- ・ 子どもの読書活動に関する情報コーナー等を設置する。
- ・ 町のホームページやケーブルテレビ等での各種情報の提供

3 優れた事例の奨励、優良図書 の普及

現状と課題

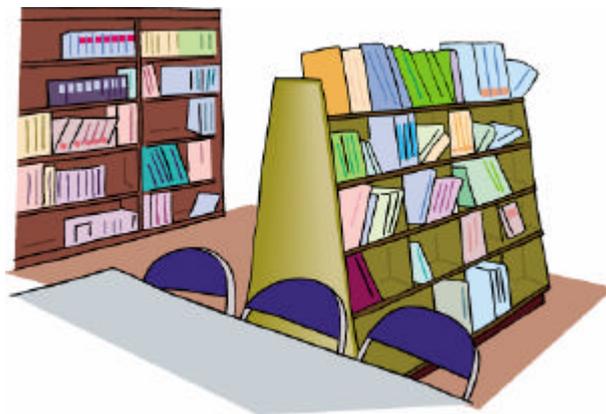
- ・ 国、栃木県等の優良読書団体（者）表彰事業に優良グループ（個人）の推薦を行っています。
- ・ （社）全国学校図書館協議会や栃木県青少年健全育成条例による栃木県優良推奨図書、その他各機関で推薦する図書の周知・普及を図っています。

施策の方向

- ・ 国、県の表彰事業に積極的に協力し、その取り組みの奨励を図るとともに、広く町民の間に子どもの読書活動について関心と理解が深まるよう努めます。
- ・ 全国学校図書館協議会等で推薦された優良図書の周知・普及を図ります。

具体的な取組み

- ・ 優れた子どもの読書活動団体（個人）を国、県等の表彰事業に推薦
- ・ 優良図書リストの配布
- ・ 優良図書、おすすめ図書の展示



参 考 資 料

「那珂川町読書活動に関するアンケート」とその結果

この調査は、子どもたちの読書活動の実態やご意見・ご要望を把握するため、平成19年7月、町内全保育園・幼稚園・小学校・中学校で実施しました。

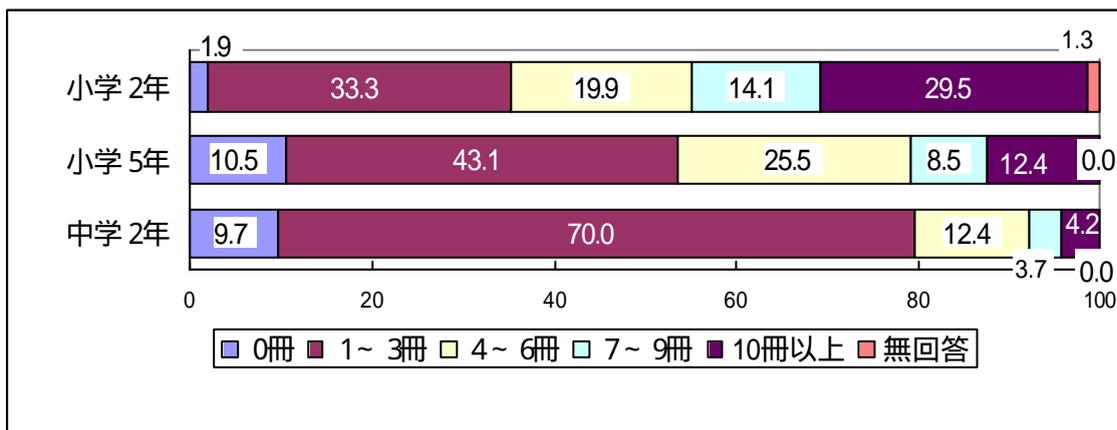
調査対象：小学2年生 156人、小学5年生 153人、中学2年生 217人
 幼稚園・保育園児保護者 313人
 小学2年・小学5年保護者 264人
 中学2年生保護者 135人

児童生徒の読書実態

問1 あなたは、1か月にどのくらい本を読みますか。(まんがや雑誌を除く)

(単位：%)

冊数	0冊	1～3冊	4～6冊	7～9冊	10冊以上	無回答
小学2年	1.9	33.3	19.9	14.1	29.5	1.3
小学5年	10.5	43.1	25.5	8.5	12.4	0
中学2年	9.7	70.0	12.4	3.7	4.2	0



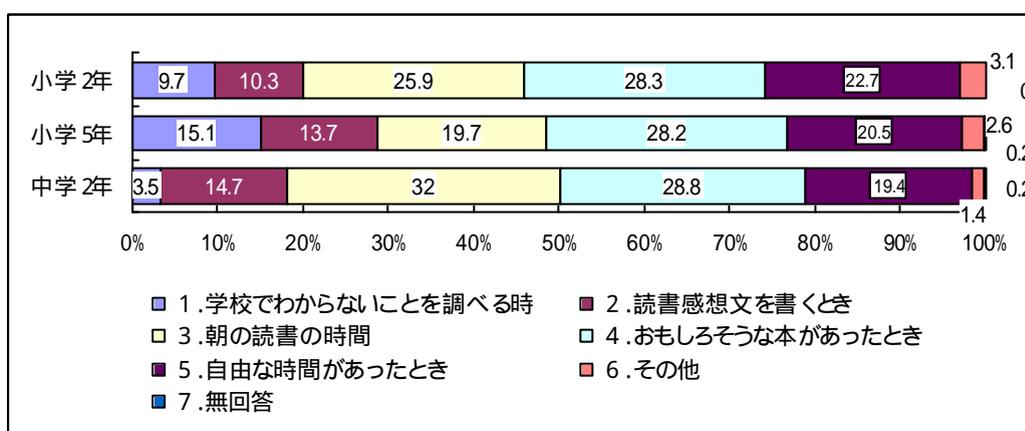
* 1か月の読書量平均 ・小2年 5.8冊 ・小5年 4.1冊 ・中2年 2.7冊

* 「ほとんど読まない」を「0冊」、「10冊以上」を10冊として集計。

問2 あなたは、どんな時に本を読みますか。(3つ選んでください。)

(単位:%)

選 択 肢	小学2年	小学5年	中学2年
1. 学校でわからないことを調べる時	9.7	15.1	3.5
2. 読書感想文を書くとき	10.3	13.7	14.7
3. 朝の読書の時間	25.9	19.7	32.0
4. おもしろそうな本があったとき	28.3	28.2	28.8
5. 自由な時間があったとき	22.7	20.5	19.4
6. その他	3.1	2.6	1.4
7. 無回答	0	0.2	0.2



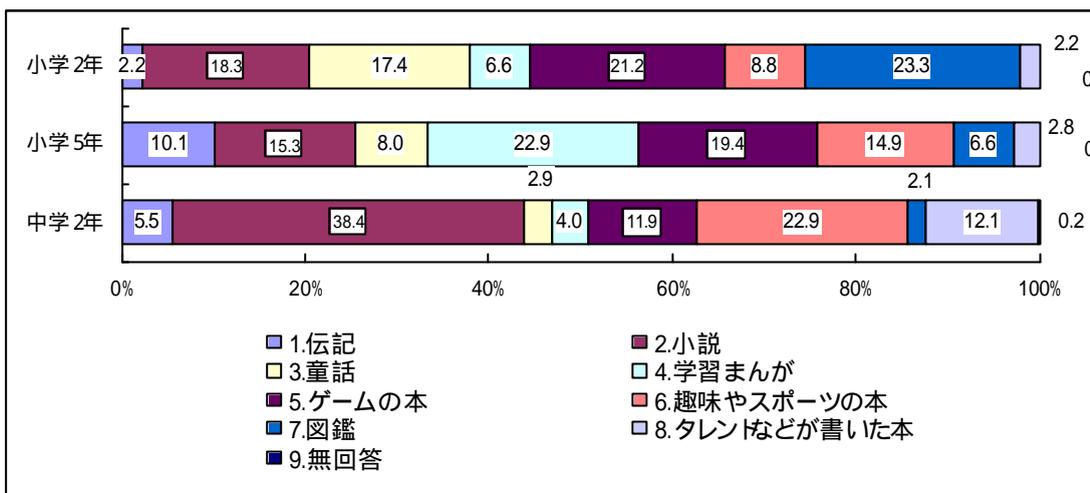
その他の内訳

音読のとき 先生に言われたとき 寝る前 友達が読んでいるとき
 つまらないとき 本のシリーズがあったとき等

問3 あなたは、どんな本が好きですか。2つ選んでください。

(単位:%)

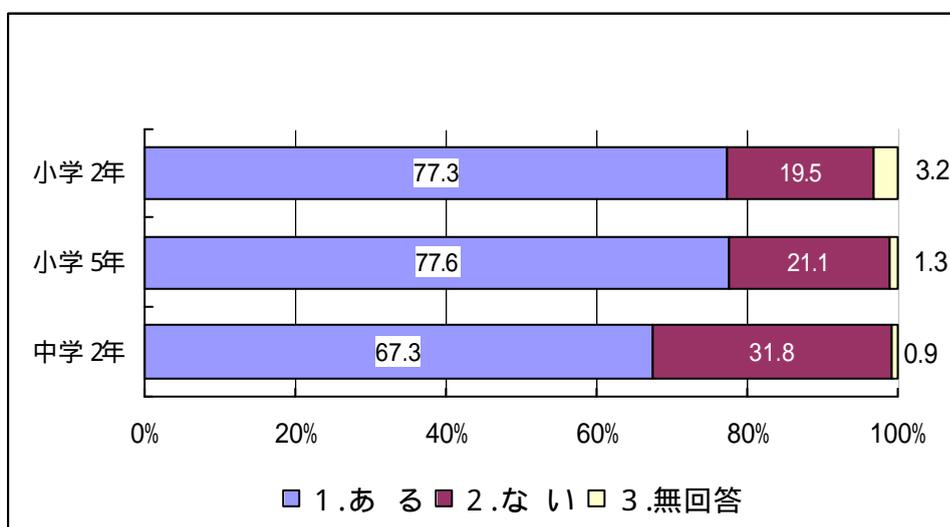
選 択 肢	小学2年	小学5年	中学2年
1. 伝記	2.2	10.1	0
2. 小説(物語)	18.3	15.3	38.4
3. 童話	17.4	8.0	2.9
4. 学習まんが	6.6	22.9	4.0
5. ゲームの本	21.2	19.4	11.9
6. 趣味やスポーツの本	8.8	14.9	22.9
7. 図鑑	23.3	6.6	2.1
8. タレントなどが書いた本	2.2	2.8	12.1
9. 無回答	0	0	0.2



問4 あなたは、心に残っている本やもう一度読んでみたい本はありますか。

(単位：%)

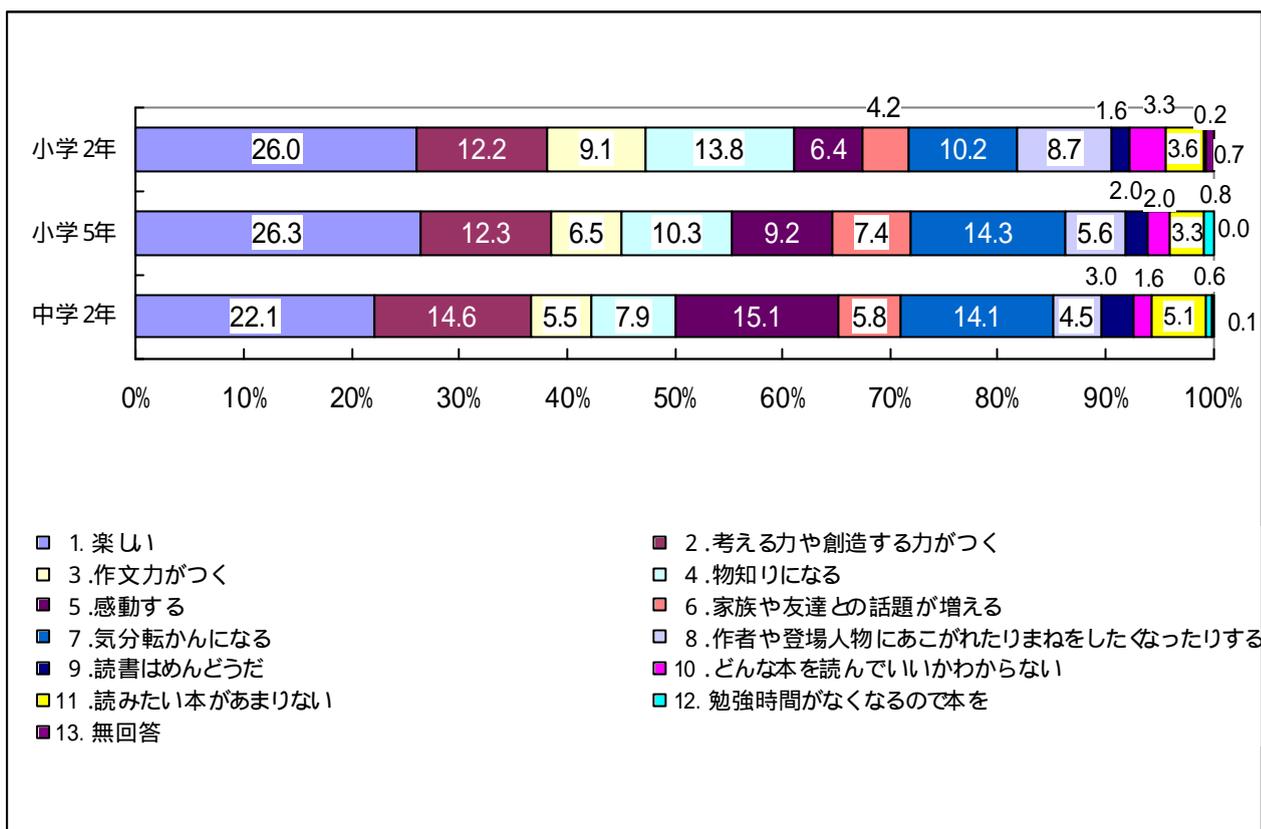
区分	小学2年	小学5年	中学2年
1.ある	77.3	77.6	67.3
2.ない	19.5	21.1	31.8
3.無回答	3.2	1.3	0.9



問5 あなたは、読書についてどのように考えていますか。3つ選んでください。

(単位：%)

選 択 肢	小学2年	小学5年	中学2年
1. 楽しい	26.0	26.3	22.1
2. 考える力や創造する力がつく	12.2	12.3	14.6
3. 作文力がつく	9.1	6.5	5.5
4. 物知りになる	13.8	10.3	7.9
5. 感動する	6.4	9.2	15.1
6. 家族や友達との話題が増える	4.2	7.4	5.8
7. 気分転かんになる	10.2	14.3	14.1
8. 作者や登場人物にあこがれたり まねをしたくなったりする	8.7	5.6	4.5
9. 読書はめんどうだ	1.6	2.0	3.0
10. どんな本を読んでいいかわから ない	3.3	2.0	1.6
11. 読みたい本があまりない	3.6	3.3	5.1
12. 勉強時間がなくなるので本を 読まないほうがいい	0.2	0.8	0.6
13. 無回答	0.7	0.0	0.1



問6 どうすればもっとたくさんの本を読めるようになると思いますか。

(小学2年生)

ゲーム・テレビ・遊ぶ時間を減らす。ゲームの時間を決める。(20)

毎日読む(10)

たくさん読む。(10)

読む時間を決める。(8)

新しい本や楽しい本があると良い。(8)

図書室、図書館に行く。(6)

(小学5年生)

マンガなど面白い本や楽しい本を増やす。(15)

自由な時間、暇な時間があれば(12)

ゲーム・テレビなどの時間を減らして、本を読む時間をつくる。(11)

本を好きになる。興味を持つ。(11)

「朝の読書」の時間を増やす。(8)

読み聞かせをしてほしい。(8)

(中学2年生)

自分にあう本、好きな本を探して読む。(44)

自分のやりたいこと(ゲーム・テレビ・漫画・音楽など)の時間を減らし、読書の時間にする。(20)

目標をたてるなど、自主的に読もうとする。(19)

本を読む時間・ゆとりをつくる、増やす。(18)

学校の読書の時間を増やす。(11)

< 児童・生徒調査 >

- ・ 1か月にどのくらいの本を読んだ冊数は、「1～3冊」(まんがや雑誌を除く)が最も多い。
平成16年度に行われた「親と子の読書活動等に関する調査」(文部科学省委託事業)と比較すると、那珂川町の子どもたちの読書量は若干低いが全国平均とあまり変わらない。

		0冊	1～3冊	4～6冊	7～9冊	10冊以上	無回答
小学2年	那珂川町	1.9	33.3	19.9	14.1	29.5	1.3
	全 国	2.0	20.6	20.8	17.5	38.4	0.6
小学5年	那珂川町	10.5	25.5	25.5	8.5	12.4	0
	全 国	6.9	22.9	22.9	13.4	19.4	0.3
中学2年	那珂川町	9.7	12.4	12.4	3.7	4.2	0
	全 国	14.8	11.6	11.6	3.9	7.5	0.4

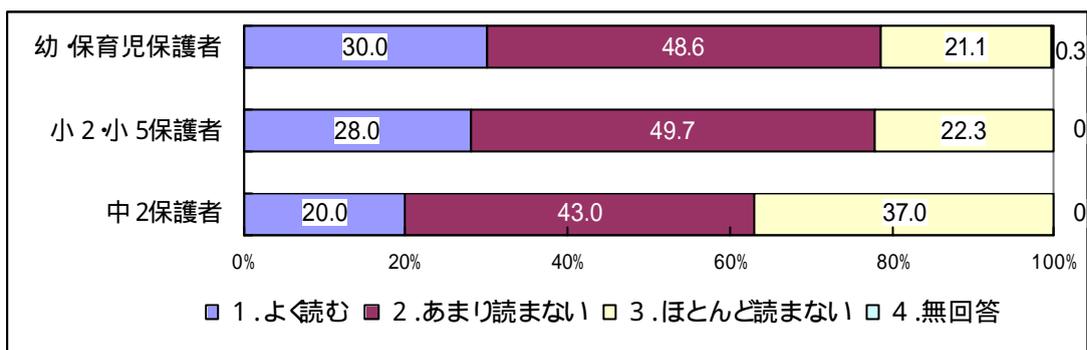
- ・ 本を読むとき・理由は、「おもしろそうな本があったとき」が最も多く、次いで「朝の読書の時間」、「自由な時間があったとき」が続く。
- ・ 好きな本は、小学2年生は「図鑑」、小学5年生は「学習まんが」、中学2年生は「小説(物語)」が多い。
- ・ 約7割の子どもたちは、心に残っている本・もう一度読みたい本がある。
- ・ 問5「読書についてどう考えるか」では、「楽しい」が最も多い。
- ・ 問6「どうすればもっと本を読めるようになると思うか」では、「ゲーム、テレビ等の時間を減らす。」が全体的に多く、中学生では、「自分に合う本、好きな本を探して読む」といった積極的な意見が多くなる。

保護者が考える子どもの読書活動

問1 あなた自身は日頃本を読みますか。

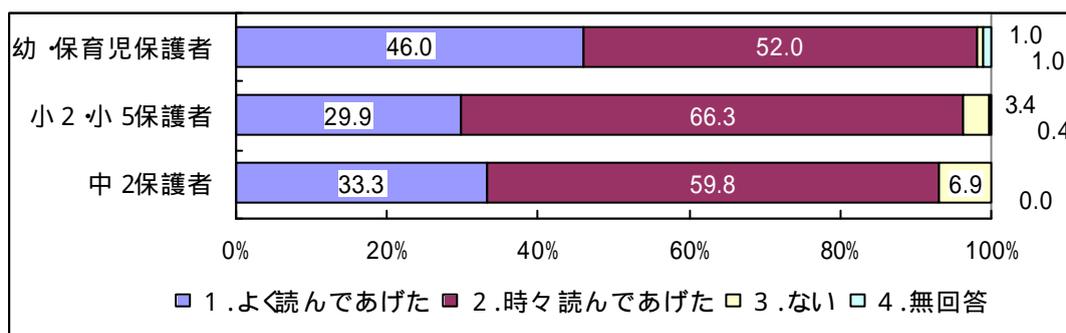
(単位：%)

選 択 肢	幼・保育児保護者	小2・小5保護者	中2保護者
1.よく読む	30.0	28.0	20.0
2.あまり読まない	48.6	49.7	43.0
3.ほとんど読まない	21.1	22.3	37.0
4.無回答	0.3	0	0



問2 あなたは、お子さんに本を読んであげたことがありますか。 (単位：%)

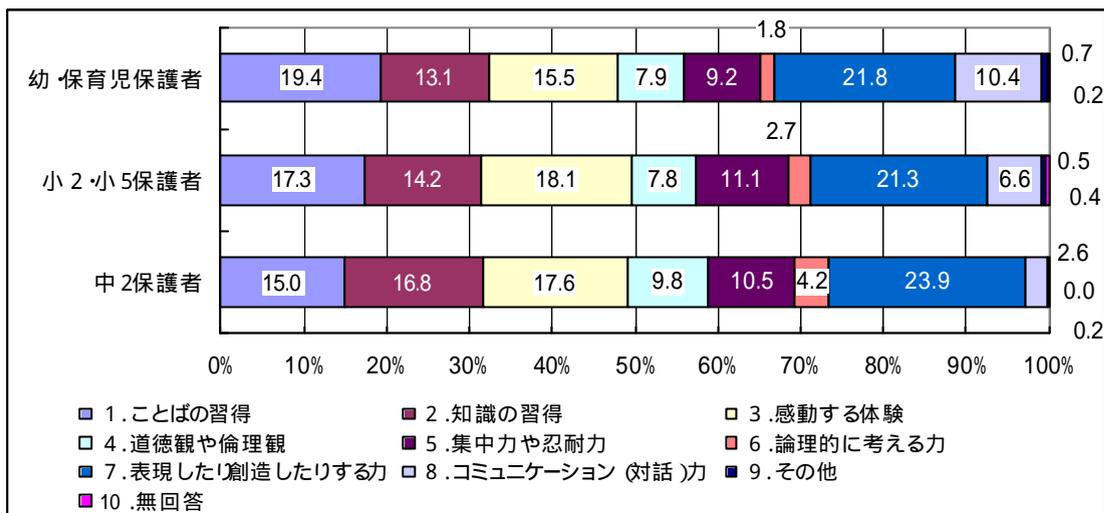
選 択 肢	幼・保育児保護者	小2・小5保護者	中2保護者
1. よく読んであげた	46.0	29.9	33.3
2. 時々読んであげた	52.0	66.3	59.8
3. ない	1.0	3.4	6.9
4. 無回答	1.0	0.4	0.0



問3 子どもが読書によって得られることで、大切だと思うことはどのようなことですか。

次の中から3つ選んでください。 (単位：%)

選 択 肢	幼・保育児保護者	小2・小5保護者	中2保護者
1. ことばの習得	19.4	17.3	15.0
2. 知識の習得	13.1	14.2	16.8
3. 感動する体験	15.5	18.1	17.6
4. 道徳観や倫理観	7.9	7.8	9.8
5. 集中力や忍耐力	9.2	11.1	10.5
6. 論理的に考える力	1.8	2.7	4.2
7. 表現したり創造したりする力	21.8	21.3	23.9
8. コミュニケーション(対話)力	10.4	6.6	2.6
9. その他	0.7	0.5	0.0
10. 無回答	0.2	0.4	0.2



その他の内容

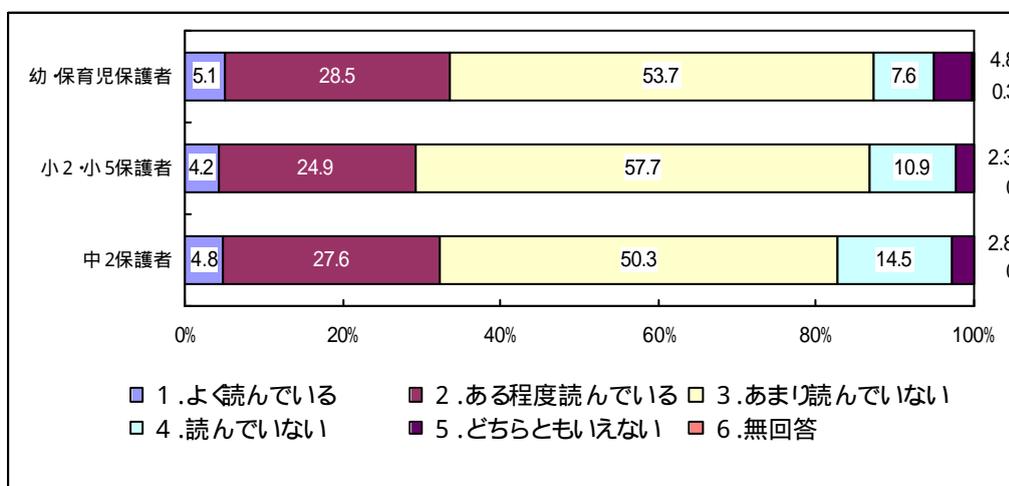
親子の絆 想像力 親子のふれあい 文章力 読解力 等

問4 最近の子どもたちは、本を読んでいると思いますか。1つ選んで下さい。

(子どもの場合はマンガ・雑誌を除いてお考え下さい。)

(単位：%)

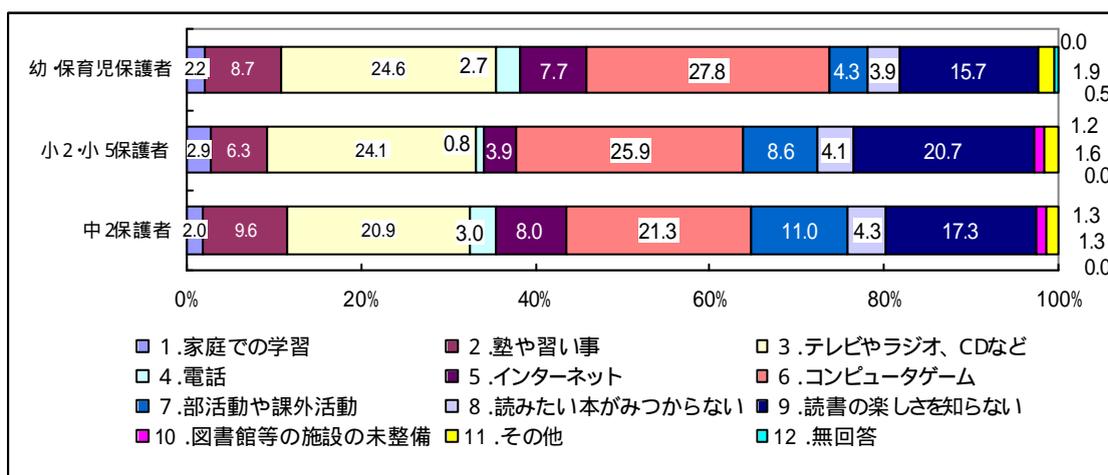
選 択 肢	幼・保育児保護者	小2・小5保護者	中2保護者
1.よく読んでいる	5.1	4.2	4.8
2.ある程度読んでいる	28.5	24.9	27.6
3.あまり読んでいない	53.7	57.7	50.3
4.読んでいない	7.6	10.9	14.5
5.どちらともいえない	4.8	2.3	2.8
6.無回答	0.3	0	0



問5（問4で「3」か「4」を答えた方）その原因や背景になっていることはどのようなことだと思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

（単位：％）

選 択 肢	幼・保育児保護者	小2・小5保護者	中2保護者
1．家庭での学習	2.2	2.9	2.0
2．塾や習い事	8.7	6.3	9.6
3．テレビやラジオ、CDなど	24.6	24.1	20.9
4．電話	2.7	0.8	3.0
5．インターネット	7.7	3.9	8.0
6．コンピュータゲーム	27.8	25.9	21.3
7．部活動や課外活動	4.3	8.6	11.0
8．読みたい本が見つからない	3.9	4.1	4.3
9．読書の楽しさを知らない	15.7	20.7	17.3
10．図書館等の施設の未整備	0	1.2	1.3
11．その他	1.9	1.6	1.3
12．無回答	0.5	0	0



その他の内容

親も本を読む習慣がない。本を読むゆとりがない。

友達との遊びの方が大事

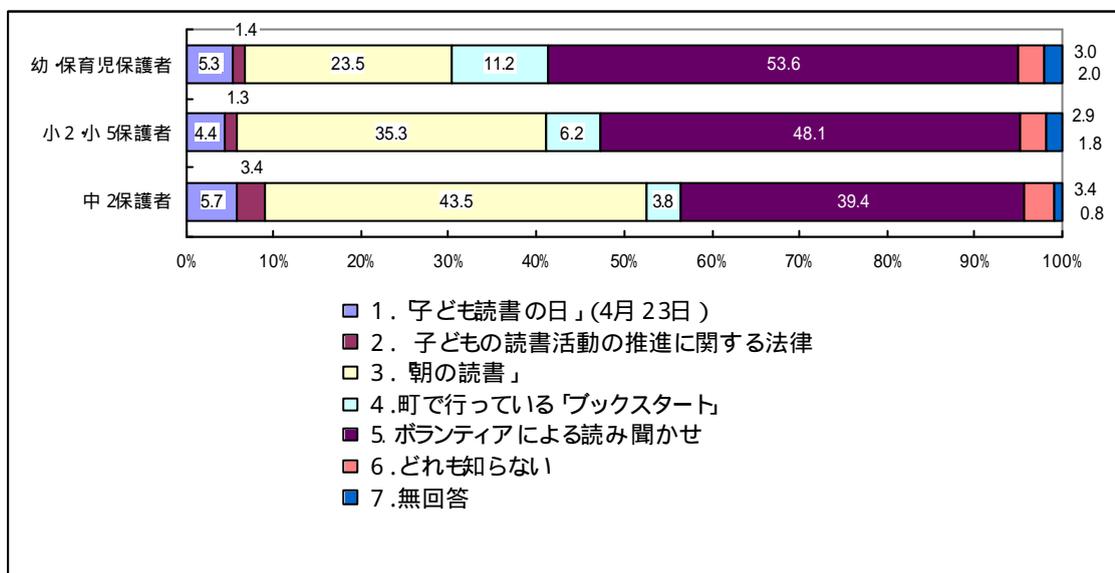
図書館が近くにない。

マンガ、雑誌を読んでいる。

やる気がない。 等

問6 子どもの読書活動の推進に関する事柄であなたが知っているものを次の中から選んでください。(複数回答可) (単位：%)

選 択 肢	幼・保育児保護者	小2・小5保護者	中2保護者
1. 「子ども読書の日」(4月23日)	5.3	4.4	5.7
2. 子どもの読書活動の推進に関する法律	1.4	1.3	3.4
3. 「朝の読書」	23.5	35.3	43.5
4. 町で行っている「ブックスタート」	11.2	6.2	3.8
5. ボランティアによる読み聞かせ	53.6	48.1	39.4
6. どれも知らない	3.0	2.9	3.4
7. 無回答	2.0	1.8	0.8



問7 どうすれば子どもがもっと本を好きになり、読書できるようになると思いますか。

- 家庭での読み聞かせ(72)
- 身近に本がある読書環境づくり(58)
- 周りの大人が読書する、本を好きになる。(31)
- 子どもが本と接する機会を増やす。(24)
- 家族で静かに読書する時間をつくる。(14)
- テレビ・ゲーム等の時間を決める。(13)

問8 町図書館や学校図書館に望むことは何ですか。

- 町図書館
- 新しい本や子どもが楽しい本などを増やしてほしい。(34)
- 子どもや幼児などが入りやすい・居心地の良い施設・雰囲気にしてほしい。(26)
- 図書の分かりやすい配列・おすすめの本の表示があると良い。(23)

おはなし会や子ども向けの催事をしてほしい。(14)

開館日・開館時間を増やしてほしい。(13)

学校図書館

図書室を利用した「読書の時間」をつくる。(3)

学校図書館司書を置いてほしい。(3)

蔵書(図書費含む)を増やす。(2)

貸し出しを頻繁に行ってほしい。(2)

<保護者調査>

- ・ 保護者自身が本を読んでいるかという問いに、7割の保護者が「あまり読んでいない」「ほとんど読んでいない」と回答している。子どもの年齢が上がるとともにその傾向は顕著になる。
- ・ 子どもに本を読んであげたことのある保護者は、9割を越えている。
- ・ 子どもが読書から得られる大切なものとして、「表現力・創造力」を多くの保護者が回答している。
- ・ 問4「最近の子どもたちは、本を読んでいるか。」では、「あまり読んでいない」「読んでいない」と思う保護者が6割を超えている。
- ・ 「あまり読んでいない・読んでいない」理由として、「コンピュータゲーム」が最も多く、次いで「テレビやラジオ、CDなど」、「読書の楽しさを知らない」が続く。
- ・ 子どもの読書活動に関する事業で、町図書館の「ボランティアによる読み聞かせ」、学校での「朝の読書」の認知度が高い。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子ども読書活動推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

文字・活字文化振興法

(平成17年7月29日法律第91号)

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第 12 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。